

岡山県公報		目次	発行 岡山県	
○ 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 【条 例】		担当課（室）		
○ 公布した条例の解説 【解 説】				
		議会事務局総務課		
		総務学事課		
目次				
担当課（室）				

令和6年12月24日 岡山県公報 号外

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四百号

岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年岡山県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。（適用）

2 第一条の規定による改正後の岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(解説)

◎ 岡山県議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
現下の社会情勢に鑑み、岡山県議会の議員の期末手当を増額する措置を講じたものである。